

健健発0917第1号  
令和元年9月17日

一般社団法人日本ワクチン産業協会理事長殿

厚生労働省健康局健康課長



風しんの抗体検査・予防接種に関する啓発について（協力依頼）

平素より、予防接種行政に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

平成31年2月1日に予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第20号）及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第9号）が公布・施行され、令和4年3月31日までの間に限り、風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた（2019年4月時点で40歳から57歳）男性が、風しんに係る定期の予防接種の対象者に追加されました。

この取組の実施率を向上させるために、風しんの抗体検査・予防接種に関する啓発について、日本医師会、日本薬剤師会等に協力を依頼していますので、貴会におかれましても、医療機関、薬局等と連携して、風しんの抗体検査・予防接種の普及啓発に取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上について、貴会会員への周知をお願いいたします。